

## 第3回新居浜市地域公共交通活性化協議会

### 次 第

○日時 平成23年3月24日(木) 13:30  
○場所 新居浜市役所 2階 23会議室

#### 1. 開 会

#### 2. 報告事項

(1) デマンドタクシー試験運行の利用状況等について

(2) 地域公共交通確保維持改善事業について

#### 3. 協議事項

(1) 新居浜市地域公共交通総合連携計画(案)について

(2) 平成23年度事業計画(案)について

(3) 平成23年度収支予算(案)について

#### 4. その他

#### 5. 閉 会

新居浜市地域公共交通活性化協議会委員名簿

条項		役員	機関・団体	役職名	氏名
法第6条第2項第1号	規約第5条第1項第1号	会 長	新居浜市	副市長	石川 勝行
	法第6条第2項第2号		新居地区旅客自動車協同組合	理事	八田 康次
		愛媛県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	高橋 昭雄	
		瀬戸内運輸株式会社	常務取締役	門田 正孝	
		社団法人愛媛県バス協会	専務理事	門屋 和彦	
		四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	木村 晃	
法第6条第2項第3号	規約第5条第1項第3号		愛媛県東予地方局建設部	建設企画課長	黒川 重男
			国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所	副所長	上沖 勝則
法第6条第2項第3号	規約第5条第1項第4号		新居浜警察署	交通課長	島村 裕之
	規約第5条第1項第5号	副会長	新居浜市連合自治会	理事	星加 勝一
			新居浜市老人クラブ連合会	副会長	平田 ヤエ子
			新居浜市女性連合協議会	新居浜市母子寡婦福祉連合会会長	三木 ユリエ
	規約第5条第1項第6号	監 事	新居浜市社会福祉協議会	地域福祉課長	石川 剛史
		監 事	新居浜商工会議所	地域振興課長	矢野 英司
			新居浜市医師会	理事	永易 大典
			瀬戸内運輸労働組合	執行委員長	砂田 篤志
			国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画 専門官 (輸送・監査部門)	齋藤 文克
				首席運輸企画 専門官 (総務企画部門)	濱田 浩一

事務局出席者

	新居浜市経済部	部長	佐々木 一英
事務局長	新居浜市経済部運輸観光課	課長	鴻上 浩宣
事業担当	新居浜市経済部運輸観光課	副課長	桑原 一郎
出納員	新居浜市経済部運輸観光課	主査	曾我部 記子

## デマンドタクシー試験運行の利用状況等について

平成23年3月15日現在

1月(1/11~運行日数 15日)

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	78人	21人	1.4人	20台	1.1人
上部東エリア	155人	14人	0.9人	12台	1.2人
川東エリア	73人	8人	0.6人	8台	1.0人
	306人	43人	2.9人	40台	1.1人

※利用者内訳 大人41人 障がい者2人 利用料収入 21,000円

2月(運行日数 19日)

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	89人	29人	1.5人	29台	1.0人
上部東エリア	168人	39人	2.0人	37台	1.1人
川東エリア	76人	17人	0.9人	16台	1.1人
	333人	85人	4.5人	82台	1.0人

※利用者内訳 大人71人 障がい者14人 利用料収入 39,000円

3月(～3/15 運行日数 11日)

エリア	3/15 登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	140人	23人	2.1人	23台	1.0人
上部東エリア	169人	18人	1.6人	16台	1.1人
川東エリア	76人	11人	1.0人	10台	1.1人
	385人	52人	4.7人	49台	1.1人

※利用者内訳 大人44人 障がい者8人 利用料収入 24,000円

計(運行日数 45日)

エリア	3/15 登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	140人	73人	1.6人	72台	1.0人
上部東エリア	169人	71人	1.6人	65台	1.1人
川東エリア	76人	36人	0.8人	34台	1.1人
	385人	180人	4.0人	171台	1.1人

※利用者内訳 大人156人 障がい者24人 利用料収入 84,000円

※利用者実人数 34人(登録者に占める利用者率 8.8%)

※登録者の内訳

男女構成 男性 138人(35.8%) 女性 247人(64.2%)

年齢構成 50代まで 62人(16.1%) 60代以上 323人(83.9%)

世帯数 229世帯 意向調査における「ぜひ利用したい」と回答した世帯 329世帯  
229世帯/329世帯=69.6%

●平成22年度決算見込み（3月15日現在）

決算については、協議会規約により、3月31日までの会計年度終了後、監査及び協議会による承認が必要であり、次回の協議会で報告、協議させていただく予定である。

なお、3月15日現在の決算見込みは、次のとおりである。

※平成22年度の利用見込みは、3月の見込みを15日までの実績の2倍とし、利用者数232人（大人200人、障がい者32人）、運行台数220台として積算した。

【収入の部】

(単位：円)

区 分			予算額	決算見込額	摘 要
款	項	目			
負担金	負担金	負担金	6,361,000	1,690,931	新居浜市負担金
補助金	補助金	補助金	0	0	
諸収入	諸収入	雑 入	0	108,000	利用料収入(大人200人 障害者32人)
			6,361,000	1,798,931	

【支出の部】

(単位：円)

区 分			予算額	決算見込額	摘 要
款	項	目			
運営費	会議費	会議費	240,000	110,000	委員出席謝礼 (3回、@5,000×延べ22人)
	事務費	事務費	432,000	193,910	マグネットシート・住宅地図他消耗品 75,835 登録証、返信用封筒印刷 33,075 電話使用料 35,000 郵送料等 50,000
事業費	事業費	事業費	5,682,000	1,495,021	予約センター運営業務 686,521 運行业務 808,500 (@3,675×220台)
予備費	予備費	予備費	7,000	0	
			6,361,000	1,798,931	

地域公共交通確保維持改善事業について

平成23年度から、デマンドタクシー運行に係る国の補助制度が変更され、現在予定している「地域公共交通活性化・再生総合事業」にかわり、新制度である「地域公共交通確保維持改善事業」の活用を予定しております。

新制度の補助要綱などが明らかになっていませんので、現在のところ詳細は不明ですが、10月から翌年9月までを補助対象期間として、赤字部分を補てんする制度とお聞きしております。

	旧制度	新制度
事業名	地域公共交通活性化・再生総合事業	地域公共交通確保維持改善事業
補助対象事業	実証運行	実証運行若しくは本格運行
補助率	実証設備費、運行費、広報費、調査費等の1/2	経常費用の見込み額と経常収益の見込み額との差(補助対象経常費用の20分の9を限度とする。)
補助対象期間	4月～翌年3月	10月～翌年9月
補助期限	3年間	期限なし
必要な計画	地域公共交通総合連携計画	生活交通ネットワーク計画(地域内フィーダー路線確保維持計画)
計画の協議	地域公共交通活性化協議会	地域協議会(「地域公共交通活性化協議会」も可)

『地域公共交通確保維持改善事業』 ～生活交通サバイバル戦略～ (新規)  
**23年度 305億円**  
生活交通の存続が危機に瀕している地域等における地域最適な移動手段の提供と、駅のバリアフリー化等移動に当たった様々な障害を解消

**地域公共交通確保維持事業**

- ・ 存続が危機に瀕している生活交通のネットワークについて、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段の確保維持のため、地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画に基づき実施される取組みを、一体的かつ継続的に支援
- ・ 支援にあたっては、運行(航)欠損額の事後的な補填方式から効率化された標準的な事業費等を前提とした事前算定方式に変更する等により、より効果的・効率的な支援を実施

**陸上交通**

- ・ 地域特性や実情に応じた地域最適な地域間生活交通ネットワークと、同ネットワークに密接な地域内の生活交通等を一体的に、その運行を支援
- 《事前算定方式等への変更》
- 《広域的・幹線的バスの補助要件緩和》
- 《幹線交通と密接な一定の地域内バス・デマンド交通の運行について支援対象を拡充》

**離島交通**

- ・ 島民の生活に必要不可欠な離島航路・航空路の運航を支援
- ・ 離島航路の構造改善促進に資する公設民営化のための船舶建造等を支援
- 《離島航路:事前算定方式等への変更とともに、全体の補助充足率や移動環境改善への取組支援を充実》
- 《離島航空路:支援に制約のある特別会計から一般会計へ移行》

**地域公共交通バリア解消促進等事業**

**バリアフリー化**

- ・ ノンステップバス、福祉タクシーの導入を支援
- ・ 旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援

**利用環境の改善**

- ・ バリアフリー化されたまちづくりの一環として、LRT、BRT、ICカードの導入等を支援

**地域鉄道の安全性の向上**

- ・ 地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備等を支援

《個別のモードごとの支援から公共交通のバリアフリー化等を一体的に支援する制度へ改善》

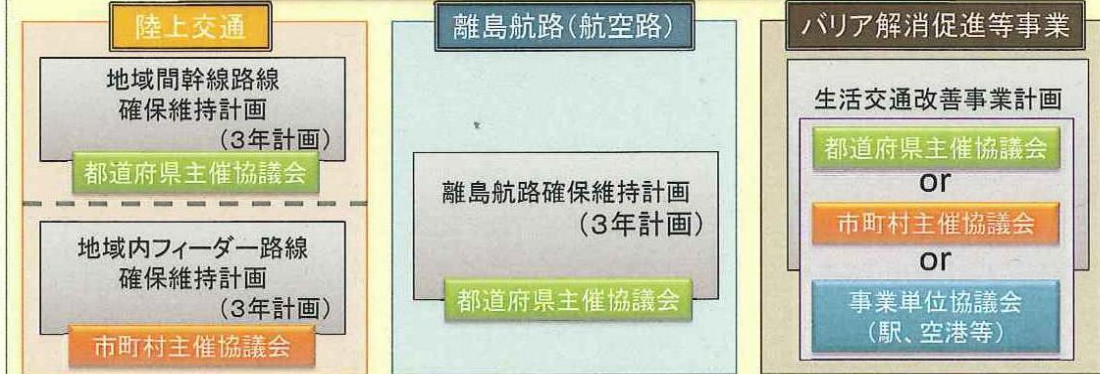
**地域公共交通調査事業**

- ・ 地域の公共交通の確保・維持・改善に資する調査の支援等



地域の計画について～協議会と地域の公共交通に係る計画の関係等について～【調整中】

生活交通ネットワーク計画

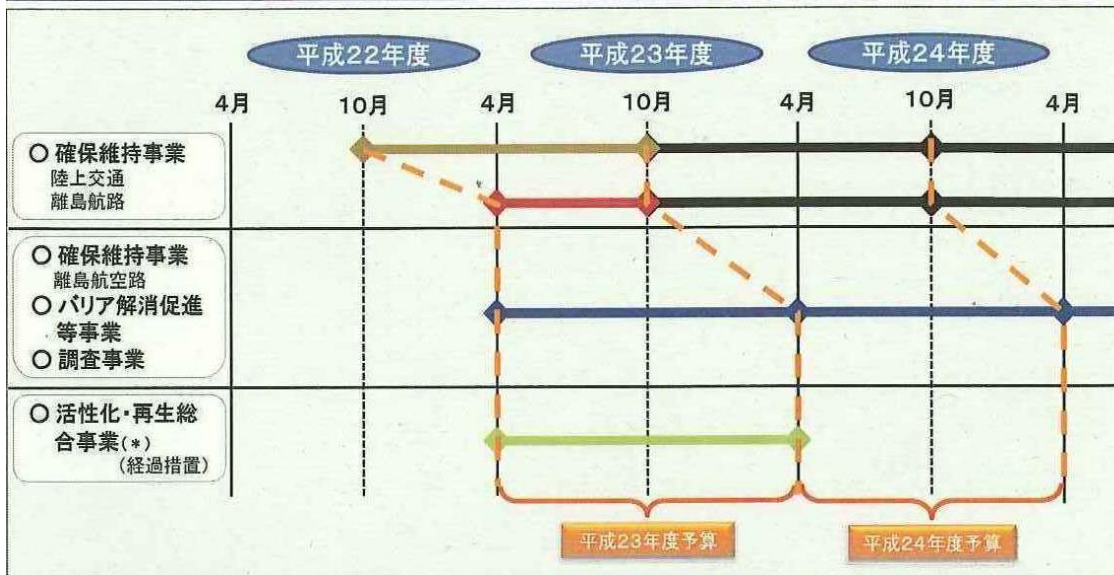


※各計画は分野毎に作成することも可  
 ※陸上交通に係る計画のうち地域間幹線路線確保維持計画と地域内フィーダー路線確保維持計画を別に作成することも可(この場合、両協議会において計画の情報の共有を行うこと。)  
 ※上記中の都道府県・市町村協議会については、事業内容に応じた主催主体の組合わせ等が可能

○地域協議会の考え方

【メンバー】 地方公共団体(都道府県・市町村)、関係交通事業者、国(地方運輸局等)等  
 (特に、都道府県主催の地域間幹線路線確保維持の協議会については関係する市町村の参加は必須)  
 ※都道府県協議会は都道府県が、市町村協議会は市町村が主催する。地域・分野毎の分科会の設置や複数市町村による合同協議会の設置も可能とする。  
 ※既存の類似協議会(地域公共交通活性化・再生法の法定協議会等)の見なし措置を行う。  
 ※住民や利用者の意見を反映させる観点から、住民や利用者の代表を協議会の構成員に加える、アンケートやヒアリングを実施する、公聴会やパブリックコメントを実施する等のいずれかの手順を経て計画を策定することとする。 2

地域公共交通確保維持改善事業のスケジュールについて【調整中】



- ・新制度は平成23年度4月1日施行(予定)。
- ・事業年度(補助対象期間)は、陸上交通及び離島航路に係る確保維持事業については、10月～9月(ただし、新制度への移行期である平成23年度においては、地域内生活交通への支援等新たな補助事業については4月～9月)、それ以外は4月～3月。
- (\*)平成22年度までに地方運輸局長等の認定を受けた地域公共交通活性化・再生総合事業計画(「総合事業計画」)に係る事業(「計画事業」)であって、既に事業に着手しているものについては、平成23年度に限り、従前の補助メニューにしたがって支援を実施。

## 新居浜市地域公共交通総合連携計画の策定に関する 意見募集の結果について

平成23年●月●日

### 1. 意見の総括

意見提出者数 1人 意見提出件数 3件

### 2. 意見の内容と市の考え方（案）

番号	提出された意見	意見に対する考え方
1	<p><b>運行エリアについて</b></p> <p>川東エリアは国領川から東（新居浜駅含む）となっていますが、市役所及び総合病院（4病院）を運行エリアに加えてはいかがですか。</p> <p>理由として、市役所は市民にとって一番必要な場所です。また、総合病院は市民の命を守る重要な役割を持っています。地域の診療所の経営に影響するとの意見もあると思いますが、病院連携（病院と診療所）を取れば解消できるものと思います。ちなみに、荷内地区での昨年度実施の利用アンケート調査では行きたい場所のトップは住友別子病院となっていたはずですが、アンケート結果も尊重してはいかがですか。</p>	<p>新居浜市地域公共交通総合連携計画の基本方針にありますように、デマンド型乗り合いタクシーは、路線バスやタクシーを補完するもので、双方の中間に位置する公共交通として位置づけて共存を図ることとしています。</p> <p>川東エリアの場合は、総合病院の内労災病院はエリア内にありますが、住友別子病院、十全総合病院、県立新居浜病院はエリア外であり、新居浜市役所を含めて、直接目的地として指定することはできませんが、いずれも、乗り継ぎポイントである新居浜駅から路線バス等での移動が可能です。</p> <p>また、新居浜駅から中心市街地内のバス路線は便数も多く、タクシーを含め比較的公共交通の利便性が高い状況にありますので、中心市街地内の移動は既存の公共交通（バス、タクシー）を利用していただくことを基本としたいと考えております。</p>
2	<p><b>利用料金について</b></p> <p>今定額となっていますが、エリア外（市役所や総合病院）への利用については、上乗せ料金も考えられます。</p>	
3	<p><b>時刻表について</b></p> <p>今の午前3便、午後3便では利用に限りがあります。ここで時間を決めてしまうとなかなか変更することは困難と考えます。この欄は、時刻表は別に定めるとして、利用者の意見も聞いて変更ができるよう考慮すべきではないでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおり、今後時刻表の変更が可能となるよう考慮させていただきます。</p>

### 3. 公表原案からの修正点（案）

(1) 事業の実施主体について

新居浜市が実施主体となる場合も考えられるため、実施主体を、「新居浜市地域公共交通活性化協議会又は新居浜市」とする。

(2) 事業の概要について

(ア) エリア内の民間の福祉施設にも直接行く事ができるように、④行き先として指定できる施設の内、「医療施設（病院・診療所、歯科医院、）」を「医療・福祉施設（病院・診療所、歯科医院、介護施設等）」に修正する。

(イ) ⑤運行日・運行時間帯に、「平成23年度は次の運行日、運行時間帯でスタートしますが、時刻表も含め、適宜見直すこととします。」を加える。

(ウ) ⑥利用料金に、「平成23年度は次の利用料金でスタートしますが、適宜見直すこととします。」を加える。

(3) 平成23年度実証運行計画について

平成23年4月1日からの運行計画を次のとおり修正するとともに、今後も、登録者全員を対象としたアンケートの結果等を参考として、新居浜市地域公共交通活性化協議会で適宜見直しを行い、必要に応じて改善改良を加えていく。

	項目	改善内容	改善理由	実施時期
1	行き先として指定できる施設	【川東エリア】 中心市街地へ移動のための乗り継ぎポイントとして、元塚バス停留所を新設。	現在の新居浜駅で乗り継ぐと遠回りとなる場合があるため。 新居浜駅と同じ乗り継ぎポイントであり、川東エリアの境(国領川)から近距離にあるため、特に支障はないと判断。	平成23年4月1日から変更。
2		民間の福祉施設を、行き先として指定できる施設に加える。	見舞い等のために利用できないかとの要望があるため。 病院・診療所と同等であり特に支障はないと判断。	
3	予約センター	予約センターを、協議会事務局内（市役所運輸観光課）内に移設する。	市が市民の声を直接聞く事ができる。 同じ電話番号を引き継ぐことができるため、特に支障はないと判断。	



# 新居浜市地域公共交通総合連携計画書(案)

平成23年3月  
新 居 浜 市

## 目 次

はじめに 新居浜市の都市交通体系の経緯	・ ・ ・	2
1 公共交通（バス）の現状と課題	・ ・ ・	4
2 新居浜市地域公共交通総合連携計画の対象区域	・ ・ ・	6
3 新居浜市地域公共交通総合連携計画の基本方針	・ ・ ・	6
4 新居浜市地域公共交通総合連携計画の目標	・ ・ ・	6
5 事業の概要及び事業の実施主体	・ ・ ・	6
6 計画期間	・ ・ ・	12
7 法第6条に定める協議会の有無	・ ・ ・	12
8 法第5条第6項に定められている関係者との協議	・ ・ ・	12
9 法第5条第5項に定められている利用者の意見の反映	・ ・ ・	12

## はじめに 新居浜市都市交通体系の経緯

新居浜市では、国道11号新居浜バイパスの整備、新居浜駅前土地区画整理事業による道路整備など、交通基盤が着実に整備され、利便性の向上、渋滞緩和、安全性の確保が図られています。しかし、バス公共交通の空白地域が多く存在し、移動の手段が確保されていないこと等、解決しなければならない課題は数多く残っています。

さらに、時代が変化する中、新居浜市においても少子高齢化の進行、また、地球環境問題への対応など、都市や交通の環境も大きく変化しています。

そのため、平成21年3月に新居浜市都市交通マスタープランを策定して、20年後（平成40年度）を見据えた都市交通施策などを掲示し、今後、この施策に沿って事業を推進することにより、誰もが安心して便利に移動できる交通体系の確立を目指すことといたしました。

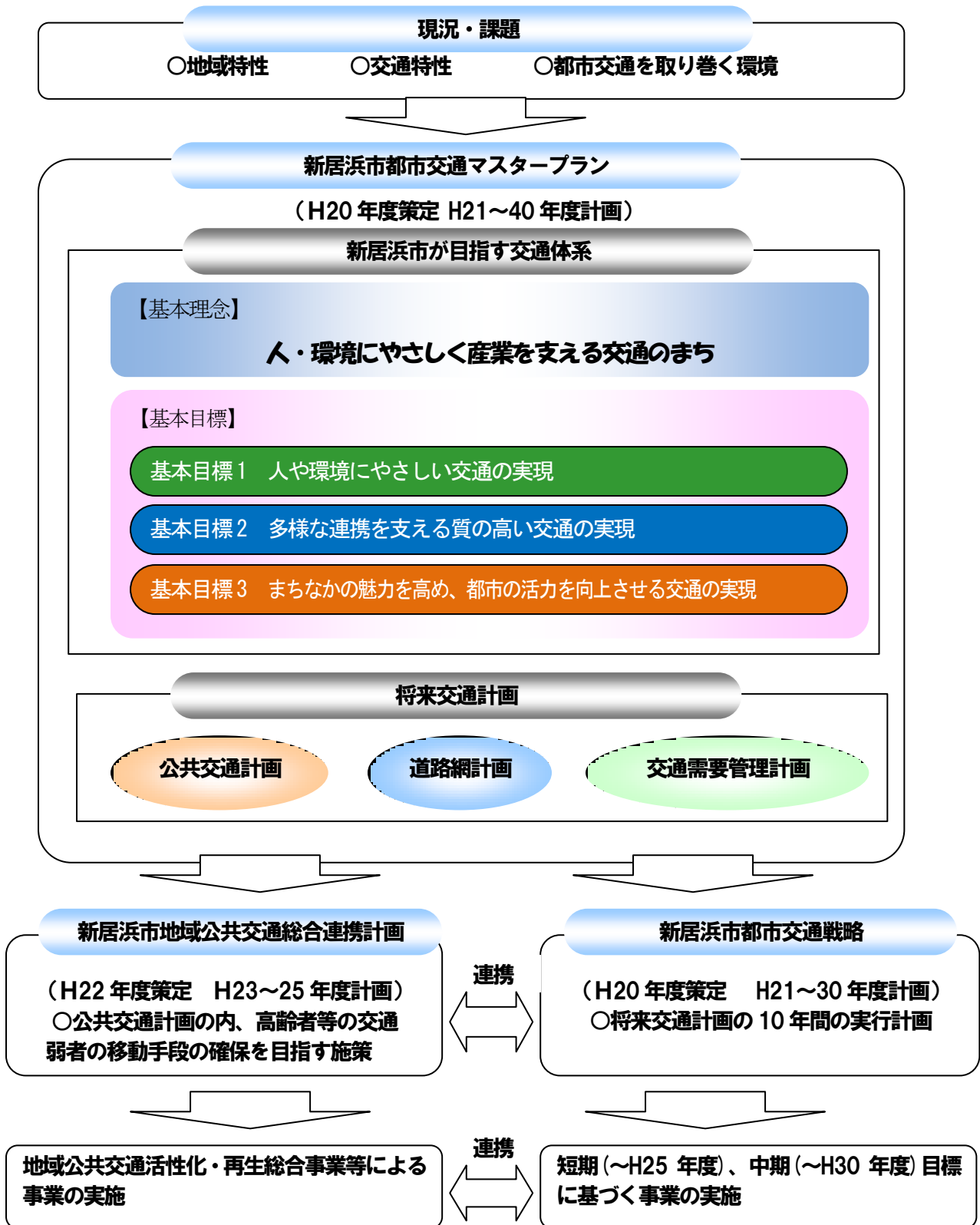
都市交通マスタープランでは、新居浜市が目指すべき交通体系の基本理念を「人・環境にやさしく、産業を支える交通のまち」とし、それを実現するために、「人や環境にやさしい交通の実現」「多様な連携を支える質の高い交通の実現」「まちなかの魅力を高め、都市の活力を向上させる交通の実現」という基本目標を定めて、公共交通計画、道路網計画、交通需要管理計画を立案しております。

また、都市交通施策については、行財政状況の変化、新たな都市交通課題の出現、地域住民や関係機関との調整などの社会状況の変化に柔軟に対応しながら、効率的かつ効果的に推進することが求められるため、都市交通マスタープランと合わせ、平成21年3月に、都市交通マスタープランで立案された都市交通施策の10年間（平成21年度～30年度）の実行計画となる、新居浜市都市交通戦略を策定し、重点的、効率的な施策展開を図っております。

なお、新居浜市地域公共交通総合連携計画は、新居浜市都市交通マスタープランにおいて立案された公共交通計画の内、高齢者等の交通弱者の移動手段の確保を目指す施策を実現するため、地域公共交通活性化・再生に関する法律に基づいて作成するものです。

今後は、新居浜市都市交通戦略と連携を図りながら、本計画の推進により新たな公共交通の導入を図り、地域公共交通の活性化に向けた取り組みを進めてまいります。

新居浜市都市交通体系の経緯



## 1 公共交通（バス）の現状と課題

### (1) 新居浜駅～住友病院に集中するバス路線

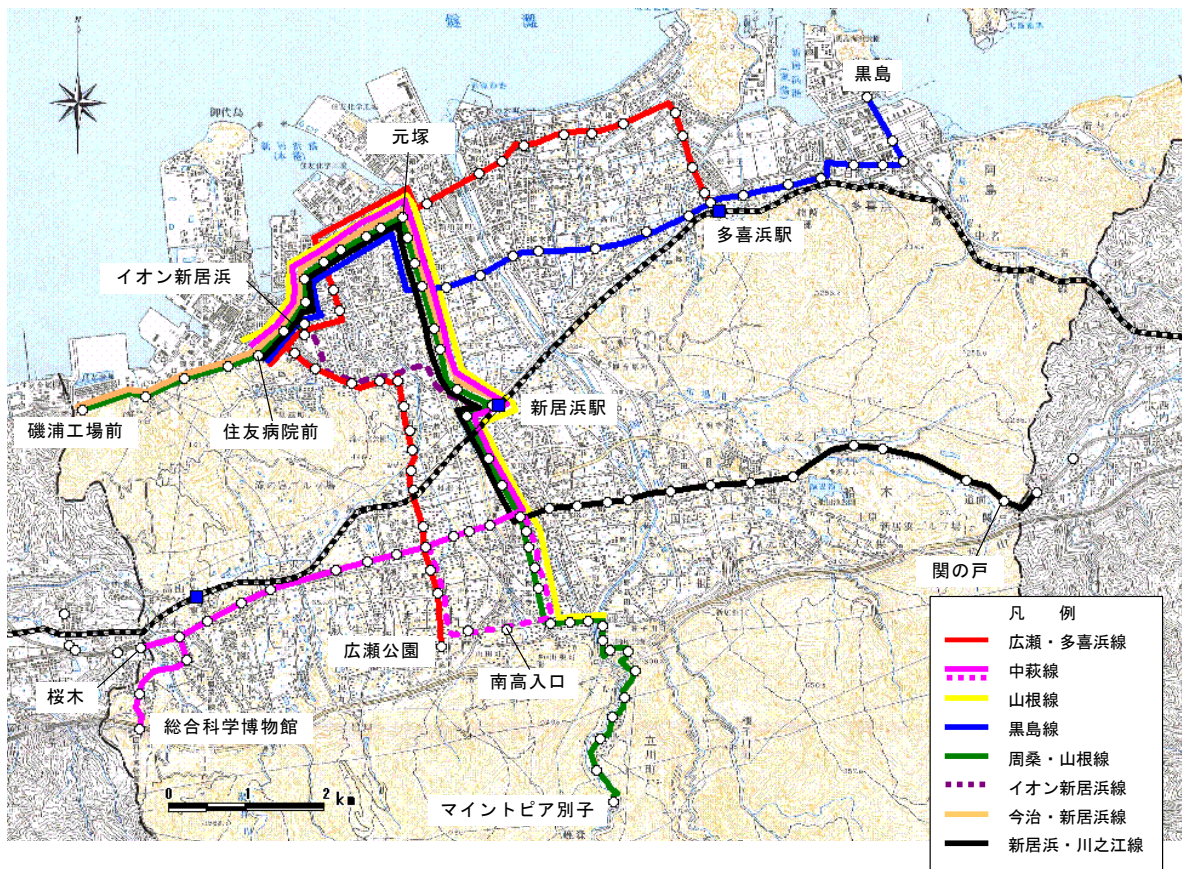
新居浜市内には、他市からの乗り入れ路線と市内のみの路線があり、大部分は民間バス事業者が運行し、新居浜駅と住友病院を結節点として、路線網が形成されています。

したがって、周辺部から、公共施設や病院・商業施設が集積している中心市街地に移動する場合、結節点である新居浜駅までのバス路線は便利とは言えませんが、新居浜駅から中心市街地内のバス路線は便数も多く、比較的利便性が高い状況にあります。

また、路線バスの利用者は、平成15年度の478千人から毎年減少しており、平成21年の利用者数は389千人となっています。

なお、民間バス路線のほか、平成18年4月からは、別子山地域バスが運行され、別子山地域から中心市街地までのバス路線が確保されています。

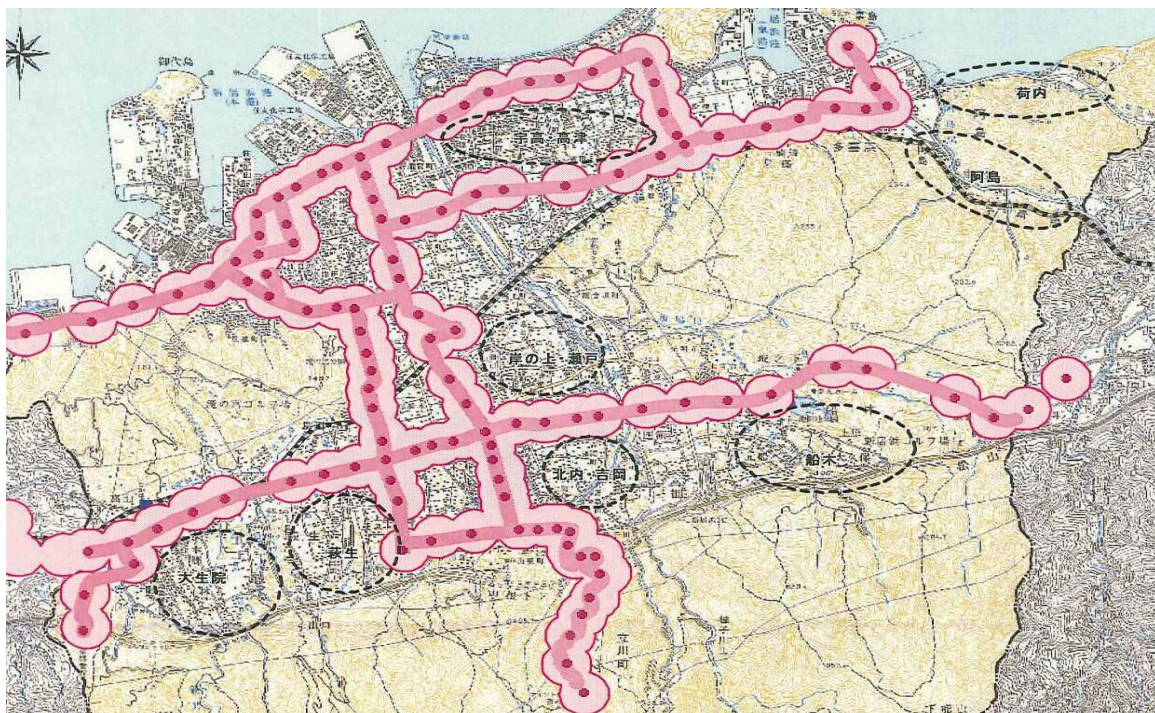
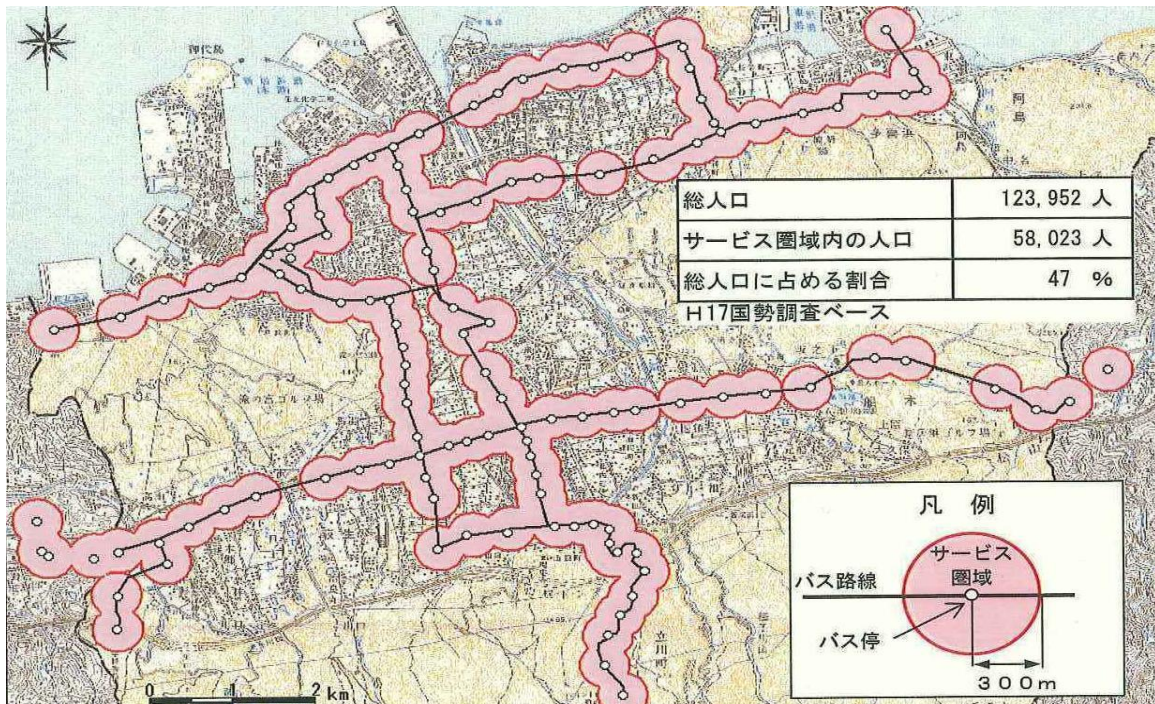
せとうちバス路線網



(2) バス交通サービス圏域に住む市民は50%以下

路線バスのサービス圏域をバス停から300mとした場合、このサービス圏域の人口は市の総人口の約47%にあたります。

それ以外の地域をバス交通空白地域とすると、市内には、まとまった空白地域として、荷内・阿島地域、船木地域、大生院・萩生地域などがあります。



## 2 新居浜市地域公共交通総合連携計画の対象区域

新居浜市地域公共交通総合連携計画の区域は、日常生活に関して形成される交通圏である新居浜市全域とします。

## 3 新居浜市地域公共交通総合連携計画の基本方針

現在、バス交通の利用できる地域は人口ベースで50%以下と低い割合となっており、市内の移動は自動車交通に依存しています。また、高齢化の進展により、今後、自動車利用のできない若しくはしない人が増加し、その人たちの移動手段の確保が重要な課題となってくるものが明らかなです。

これに対して、バス交通空白地域へデマンド型乗り合いタクシーを随時導入し、高齢社会に対応し、高齢者などの交通弱者のための市内公共交通体系を確保することを目指します。

また、デマンド型乗り合いタクシーは、路線バスやタクシーを補完するもので、双方の中間に位置する公共交通として位置づけて共存を図ることとし、検討にあたっては、新居浜市地域公共交通活性化協議会などにより住民や交通事業者との協働で検討しながら進めていきます。

## 4 新居浜市地域公共交通総合連携計画の目標

バス交通空白地域へデマンド型乗り合いタクシーを随時導入し、高齢社会に対応し、高齢者などの交通弱者の通院や買い物の移動手段を確保し、誰もが便利に使える公共交通を構築します。

## 5 事業の概要及び事業の実施主体

### (1) 事業の名称

新居浜市デマンドタクシーの実証運行

### (2) 事業の内容

タクシーの運行、予約センター運営、広報、表示、調査、検証

### (3) 実施期間

平成23年度～平成25年度

### (4) 実施主体

新居浜市地域公共交通活性化協議会 **又は新居浜市**

### (5) 事業の概要

平成23年度から25年度までの3年間で実証運行を実施し、平成26年度以降の本格運行実施を目指します。なお、実証運行中は、適宜見直しを行い、改善改良を加えていきます。

#### ①運行エリア

川東エリア、上部東エリア、上部西エリア

#### ②運行形態

登録制、予約制、乗り合いでエリア内を「ドア to ドア」で結ぶ、デマンド型乗り合いタクシーとします。

#### ③利用対象地域

平成23年度は、利用対象地域を一部地域（荷内・阿島地域、船木地域、大生院・萩生地域）でスタートしますが、実証運行中に見直しを行い、平成24年度以降、利用対象地域の拡大（川東エリア、上部西エリア、上部東エリア全域）を目指します

#### ④行き先として指定できる施設

- ・交通結節点(バス停留所・駅・港)
- ・医療・福祉施設(病院・診療所、歯科医院、介護施設等)
- ・金融機関(銀行、金庫、農協、郵便局)
- ・商業施設(理美容室、各種小売店、飲食店)
- ・保育・教育施設(保育所、幼稚園、小・中・高校)
- ・公共施設(支所、公民館、福祉施設、公園、文化・スポーツ施設、環境・衛生施設等)など
- ・その他、新居浜市地域公共交通活性化協議会が認める施設（新居浜駅など、エリア外を含めて設定します）

#### ⑤運行日、運行時間帯

平成23年度は次の運行日、運行時間帯でスタートしますが、時刻表も含め、適宜見直すこととします。

月曜日から金曜日までの平日 午前8時30分から午後5時まで  
(土・日曜・祝休日は運休)

#### ⑥利用料金

平成23年度は次の利用料金でスタートしますが、適宜見直すこととします。

大人（中学生以上）1回乗車 500円

小人（小学生以下）及び障がい者は半額 250円

※未就学児は、1歳未満は無料、1歳以上は保護者1人につき1人無料

#### ⑦利用方法

事前に利用登録を行い、電話予約により配車。

#### ⑧運行台数

平成23年度は次の台数で運行をスタートしますが、利用実績及び利用対象地域の拡大などにより見直すこととします。

- ・川東エリア セダン型タクシー 1台
- ・上部東エリア セダン型タクシー 1台
- ・上部西エリア セダン型タクシー 2台

#### ⑨運行受託予定者

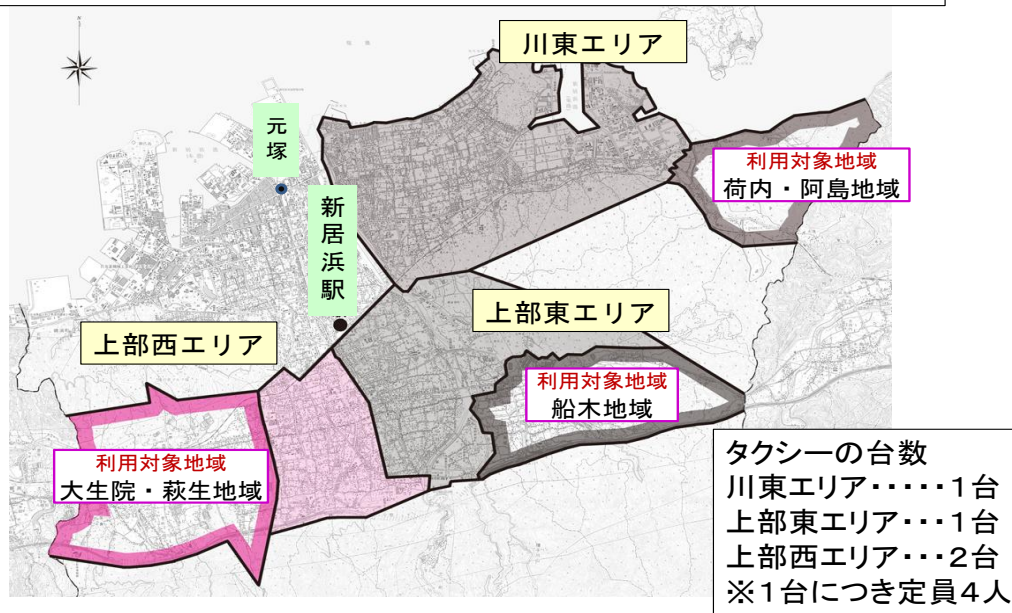
道路運送法第4条に基づき一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けたタクシー事業者により運行します。



平成23年度実証運行計画

名称	新居浜市デマンドタクシー		
エリア区分	川東エリア	上部東エリア	上部西エリア
利用対象地域	【荷内・阿島地域】 阿島二丁目(1～3、8～9番を除く)、阿島三丁目、阿島四丁目、阿島、荷内町	【船木地域】 船木、七宝台町	【大生院・萩生地域】 大生院、萩生、大永山(出口)
運行エリア	多喜浜校区、神郷校区、垣生校区、浮島校区、高津校区	船木校区、泉川校区(主要地方道新居浜・角野線以東)、角野校区(主要地方道新居浜・角野線以東) ※立川町、種子川山を除く	大生院校区、中萩校区、泉川校区(主要地方道新居浜・角野線以西)、角野校区(主要地方道新居浜・角野線以西) ※立川町を除く
行き先として指定できる施設	①交通結節点 (バス停留所・駅・港) ②医療・福祉施設(病院・診療所、歯科医院、介護施設等) ③金融機関(銀行、金庫、農協、郵便局) ④商業施設(理美容室、各種小売店、飲食店) ⑤保育・教育施設(保育所、幼稚園、小・中・高校) ⑥公共施設(支所、公民館、福祉施設、公園、文化・スポーツ施設、環境・衛生施設等) ⑦その他、新居浜市地域公共交通活性化協議会が認める施設 (全エリア：新居浜駅 川東エリア：元塚バス停留所 上部東エリア：上部支所)		

試験運行の利用対象地域と運行エリア



運行日	週5日(月曜日から金曜日) ※土・日曜・祝休日は運休		
運行時間帯	午前8時30分から午後5時まで		
利用料金	大人(中学生以上) 1回乗車 500円 小人(小学生以下) 及び障がい者は半額 250円 ※未就学児は、1歳未満は無料、1歳以上は保護者1人につき1人無料		
運行事業者	道路運送法第4条に基づき一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けたタクシー事業者		
運行車両	川東エリア	上部東エリア	上部西エリア
	セダン型タクシー 1台 乗車定員4人	セダン型タクシー 1台 乗車定員4人	セダン型タクシー 2台 乗車定員8人
時刻表 (各エリア共通)	行 き		帰 り
	1便	8:30	
	2便	10:00	3便 11:00
	4便	13:00	5便 14:00
			6便 16:00
<p>利用方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用する方は、事前に利用登録(無料)が必要です。「利用登録票」を、利用希望日の2週間前までに、協議会事務局の市役所運輸観光課まで提出します。 登録票の用紙は、新居浜市役所ホームページからダウンロードできるほか、多喜浜、船木、大生院、中萩の各公民館に備え付けます。</li> <li>2. 利用者は、利用対象地区に居住する方です。年齢などの制限はありませんが、既存の路線バス停留所沿線(概ね停留所から直線距離300m内)に住む方は、路線バスを利用して頂くため、最寄りのバス停留所を利用して移動することが困難な方を除き、原則的に利用できないこととします。</li> <li>3. 登録後、協議会事務局から登録証を送付します。</li> <li>4. 予約センターで電話受付を行います。予約センターの受付時間は、平日の午前8時30分から午後4時までとします。 ※電話予約の例 「登録番号〇番の〇〇です。〇日の第〇便で、〇〇病院まで予約します。帰りは、第〇便で、〇〇病院から自宅まで予約します」</li> <li>5. 予約受付は、利用希望日の1週間前(同じ曜日)から受け付け、締め切りは、午前中の便(1~3便)は前日まで(前日が休みの場合は前営業日まで)、午後の便(4~6便)は当日の午前11時までとしますが、乗車定員に達した時点で、予約受付は終了することとします。</li> <li>6. 時刻表は、一番最初に乗る場所の出発時間を示していますので、二番目以降の場合は、最大15分程度到着時刻が遅れる場合があります。</li> <li>7. 利用日当日は、ご自宅でお待ちいただきますが、道路事情によって車両が進入できない場合は、自宅近くの進入できる場所から乗車していただくこととします。</li> <li>8. 利用料金は、乗車時に、運転手にお支払いいただくこととします。</li> </ol>			

運行エリア一覧

区分名	小学校区	住所・地番
川東エリア	多喜浜	楠崎一丁目(2番、4番(神郷小学校の区域を除く。))、多喜浜一丁目(1番から7番まで、8番(神郷小学校の区域を除く。))、9番、10番)、多喜浜二丁目、多喜浜三丁目、多喜浜四丁目(1番から7番まで、8番(神郷小学校の区域を除く。))、11番、12番)、多喜浜五丁目(1番から9番まで、10番(神郷小学校の区域を除く。))、11番、12番)、多喜浜六丁目、阿島一丁目、阿島二丁目、阿島三丁目、阿島四丁目、阿島、荷内町、黒島一丁目、黒島二丁目、黒島
	神郷	郷一丁目(2番から6番まで、8番から16番まで)、郷二丁目、郷三丁目、郷四丁目、郷五丁目(1番、3番から9番まで)、東雲町三丁目(9番)、清住町、落神町、又野一丁目、又野二丁目、又野三丁目、高田一丁目・高田二丁目(2番から5番まで)、田の上一丁目、田の上二丁目、田の上三丁目、田の上四丁目(1番から5番まで、10番から12番まで)、松神子一丁目、松神子二丁目、松神子三丁目、松神子四丁目、神郷一丁目、神郷二丁目、楠崎一丁目(1番、3番、4番33号から46号まで・60号から62号まで・65号・66号、5番から8番まで)、楠崎二丁目、多喜浜一丁目(8番1号から16号まで・56号から89号まで)、多喜浜四丁目(8番1号から11号まで・28号から53号まで、9番、10番)、多喜浜五丁目(10番1号から8号まで)、郷、郷乙
	垣生	垣生一丁目、垣生二丁目、垣生三丁目、垣生四丁目、垣生五丁目、垣生六丁目(2番から14番まで)、八幡一丁目(1番から8番まで)、八幡三丁目(2番、3番、4番(浮島小学校の区域を除く。))、9番(浮島小学校の区域を除く。))、10番(浮島小学校の区域を除く。))、長岩町、垣生
	浮島	松の木町(2番から13番まで)、宇高町四丁目、宇高町五丁目(10番、11番、14番、15番)、垣生六丁目(1番、15番)、八幡一丁目(9番から21番まで)、八幡二丁目、八幡三丁目(1番、4番4号から18号まで・36号・40号・43号、5番から8番まで、9番3号・39号から54号まで、10番38号から48号まで)
	高津	宇高町一丁目、宇高町二丁目、宇高町三丁目、宇高町五丁目(1番から9番まで、12番、13番)、沢津町一丁目、沢津町二丁目、沢津町三丁目、東雲町一丁目、東雲町二丁目、東雲町三丁目(1番から8番まで)、松の木町(1番)、高津町、清水町、南小松原町、桜木町、郷一丁目(1番、7番)、郷五丁目(2番)、高田二丁目(1番、6番)、田の上四丁目(6番から9番まで)

区分名	小学校区	住所・地番
上部東エリア	船 木	船木、七宝台町
	泉 川 ※主要地方道新居浜・角野線 以東	松木町(1番、2番の一部、3番の一部、5番から6番まで)、西喜光地町(2番の一部、3番、4番の一部、8番の一部、9番の一部)、喜光地町一丁目6番から14番まで)、松原町、坂井町三丁目、瀬戸町、寿町、星原町、上泉町、外山町、岸の上町一丁目、岸の上町二丁目、城下町(7番)、下泉町一丁目、下泉町二丁目、観音原町、東田一丁目、東田二丁目、東田三丁目、国領一丁目、光明寺一丁目、光明寺二丁目
	角 野 ※主要地方道新居浜・角野線 以東 ※立川町、種子川山を除く	喜光地町二丁目(3番から9番まで)、中西町、宮原町、中筋町一丁目、北内町一丁目、北内町二丁目、北内町三丁目、北内町四丁目、吉岡町、角野新田町一丁目、角野新田町二丁目、角野新田町三丁目、種子川町、角野
上部西エリア	大生院	大生院
	中 萩	萩生、横水町、本郷一丁目、本郷二丁目、本郷三丁目、中萩町、上原一丁目、上原二丁目、上原三丁目、上原四丁目、中村一丁目、中村二丁目(1番から15番まで)、中村三丁目(3番から11番まで)、中村四丁目(3番から9番まで、11番、15番から18番まで)、御蔵町(2番、3番)、中村松木一丁目、中村松木二丁目、土橋一丁目、土橋二丁目(1番から10番まで、13番、14番)、大永山(出口)
	泉 川 ※主要地方道新居浜・角野線 以西	松木町(2番の一部、3番の一部、4番)、西喜光地町(1番、2番の一部、4番の一部、5番から7番まで、8番の一部、9番の一部、10番から11番まで)、喜光地町一丁目(1番から5番まで)、
	角 野 ※主要地方道新居浜・角野線 以西 ※立川町、大永山を除く	土橋二丁目(11番、12番、15番から17番まで)、中村二丁目(16番)、中村三丁目(1番、2番)、中村四丁目(1番、2番、10番、12番から14番まで)、御蔵町(1番、4番から13番まで)、喜光地町二丁目(1番から2番まで)、西泉町、西連寺町一丁目、西連寺町二丁目、篠場町、山田町、山根町、中筋町二丁目

## 6 計画期間

平成23年度～平成25年度

## 7 法第6条に定める協議会の有無

有り

- ①設立年月日 平成22年11月9日
- ②名称 新居浜市地域公共交通活性化協議会
- ③構成員 新居浜市、新居地区旅客自動車協同組合、愛媛県ハイヤー・タクシー協会、瀬戸内運輸株式会社、社団法人愛媛県バス協会、四国旅客鉄道株式会社、愛媛県東予地方局建設部、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所、新居浜警察署、新居浜市連合自治会、新居浜市老人クラブ連合会、新居浜市女性連合協議会、新居浜市社会福祉協議会、新居浜商工会議所、新居浜市医師会、瀬戸内運輸労働組合、国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局

## 8 法第5条第6項に定められている関係者との協議

新居浜市地域公共交通活性化協議会における協議

- ①平成22年11月9日 第1回会合  
地域公共交通活性化・再生総合事業について
- ②平成22年12月14日 第2回会合  
新居浜市地域公共交通総合連携計画（案）について協議
- ③平成23年3月24日 第3回会合  
新居浜市地域公共交通総合連携計画（案）について協議

## 9 法第5条第5項に定められている利用者の意見の反映

- ①新居浜市地域公共交通活性化協議会に、住民、地域公共交通の利用者、関係する公共交通事業者、道路管理者、警察署等が参画して、意見を反映。
- ②利用対象者に対して「新たな公共交通の導入に関する調査」を実施して、計画作りに反映。  
※平成21年9月～12月、市内のバス公共交通空白地域のうち、中心市街地から離れている荷内・阿島、船木、大生院・菰生地域の25自治会で訪問調査。  
(訪問世帯数2,614 調査世帯数1,498 調査率57.3%)
- ③新居浜市地域公共交通総合連携計画（案）について、市ホームページ、市内公共施設で公表し、パブリック・コメントを平成23年1月4日から平成23年1月28日まで行い、3件の意見が寄せられた。

平成23年度事業計画（案）について

1. 事業計画(案)

(1) デマンドタクシーの実証運行

平成22年度に作成した新居浜市地域公共交通総合連携計画に基づき、デマンドタクシーの実証運行を実施するとともに、必要に応じて見直しの協議を行う。

①実証運行の実施（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

平成23年4月1日から、別紙「平成23年度実証運行計画」により実証運行を実施する。

②広報活動の実施（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

登録、利用促進のため、ケーブルテレビ、ホームページ、市政だより他印刷物を活用した広報のほか、直接利用対象地域の皆さんのご質問に答えることができる説明会を積極的に開催する。

③登録者アンケートの実施、分析（平成23年4月～5月）

実証運行計画の作成の参考とするため、登録者全員を対象としたアンケート（別紙）の実施を行う。

(2) 生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー路線確保維持計画）の作成協議

新たな国庫補助事業である地域公共交通確保維持改善事業の申請に必要な、生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー路線確保維持計画）の作成に関する協議を行う。

## 2. 会議の開催計画(案)

平成23年度の会議開催は、次のとおり6回を予定しますが、状況により変更する場合があります。

年	月	協 議 会	備 考
平成23年	4		試験運行アンケートの実施、集計
	5	●開催 ・22年度事業報告 ・監査報告及び決算の承認 ・アンケート結果に基づく検証	↑ 平成23年10月からの実証運行計画の協議 ↓
	6		
	7	●開催 ・生活交通ネットワーク計画作成協議	
	8		平成23年10月～平成24年9月分の補助申請
	9	●開催 ・実証運行の検証	
	10		
	11	●開催 ・実証運行の検証	
	12		
平成24年	1	●開催 ・実証運行の検証	
	2		
	3	●開催 ・24年度事業及び予算の決定	

新居浜市デマンドタクシー  
(試験運行)に関するアンケート(案)

登録番号

新居浜市デマンドタクシーにご登録いただき、ありがとうございます。試験運行も約3カ月経過し、現在、400人近い皆様にご登録いただいております。

しかし、これまでご利用いただいた方は約1割弱で、残念ながら、まだ利用されていない方が多いのが現状です。

そこで、皆様のニーズにあった運行形態や、路線バス、一般のタクシーとの役割分担、市の財政負担などを考慮しながら、持続可能な交通システムを検討するため、ご登録者全員を対象としたアンケートを実施することといたしました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、このアンケートの趣旨をご理解いただき、4月15日(金)までに、同封の返信用封筒により、返信して頂きますようお願い申し上げます(切手は不要です)。

本調査についてご不明な点や、ご不審な点がございましたら下記までお問い合わせください。

- 問合せ先：市役所 運輸観光課(新居浜市地域公共交通活性化協議会事務局)  
 担当：桑原 TEL 0897-65-1261  
 FAX 0897-65-1276  
 E-mail unyu@city.niihama.ehime.jp

問1 あなたご自身のことについてお答えください。(該当するもの1つに○)

① 性別	1. 男性      2. 女性
② 年齢	1. 15～19歳      2. 20歳代      3. 30歳代 4. 40歳代      5. 50歳代      6. 60～64歳 7. 65～69歳      8. 70～74歳      9. 75歳以上
③ 対象地域	1. 荷内・阿島地域 2. 船木地域 3. 大生院・萩生地域
④ 利用の有無	平成23年3月31日までに、実際にデマンドタクシーを利用したことはありますか? 1. 利用したことがある (⇒問2・問4・問5へ) 2. 利用したことがない (⇒問3・問4・問5へ)



問2

デマンドタクシーを利用したことがある方のみ お答えください。

(それ以外の方は、問3へお進みください。)

◇利用目的について

最もよく利用した目的は、次の何でしたか (該当するもの1つに○)

- |              |                  |                     |            |
|--------------|------------------|---------------------|------------|
| 1. 通勤・通学     | 2. 通院            | 3. 金融機関の利用          | 4. 理美容室の利用 |
| 5. 買い物       | 6. 食事            | 7. 趣味 (サークル・スポーツなど) |            |
| 8. 市役所などへの用事 | 9. その他 ( _____ ) |                     |            |

◇行き先について

そのために、デマンドタクシーでどこまで行かれましたか (該当するもの1つに○)

1. 交通結節点 (バス停、駅、港)
2. 医療施設 (病院・診療所・歯科医院)
3. 金融機関 (銀行、金庫、農協、郵便局)
4. 商業施設 (理美容室、各種小売店、飲食店)
5. 保育・教育施設 (保育所、幼稚園、小・中・高校)
6. その他公共施設 (支所、公民館、福祉施設、公園、文化・スポーツ施設、環境・衛生施設)

◇利用時間帯 (便) について

それは、どの時間帯 (便) を利用しましたか

(【行き】【帰り】それぞれ該当するもの1つに○)

【行き】 (該当するもの1つに○)

- |                       |               |               |
|-----------------------|---------------|---------------|
| 1. 8:30~(1便)          | 2. 10:00~(2便) | 3. 13:00~(4便) |
| 4. 利用していない (理由 _____) |               |               |

【帰り】 (該当するもの1つに○)

- |                       |               |               |
|-----------------------|---------------|---------------|
| 1. 11:00~(3便)         | 2. 14:00~(5便) | 3. 16:00~(6便) |
| 4. 利用していない (理由 _____) |               |               |

◇以前の移動方法について

これまでの主な交通手段は何ですか (該当するもの1つに○)

- |              |                  |            |
|--------------|------------------|------------|
| 1. 自家用車 (運転) | 2. 自家用車 (送迎)     | 3. バイク     |
| 4. 自転車       | 5. シニアカー (電動車椅子) | 6. 一般のタクシー |
| 7. 路線バス      | 8. その他 ( _____ ) |            |

問3

デマンドタクシーを利用したことない方のみ お答えください。

(それ以外の方は、問4へお進みください。)

◇利用しない理由について

デマンドタクシーを利用していない理由をお聞かせください。

(該当するもの全てに○)

1. 今は他の手段(自動車など)で移動できるから
2. 予約の締め切りが早すぎるから(午前中の便は前日4時、午後の便は当日11時)
3. 利用料金が安いから
4. 移動したい時間帯に運行していないから(時刻表の問題)
5. 移動したい場所まで直接行けないから(運行エリア等の問題)
6. 予約の方法などがよくわからないから
7. その他(理由 \_\_\_\_\_)

◇今後の利用予定について

今後、デマンドタクシーを利用したいと思われますか。(該当するもの1つに○)

1. 機会があれば今後利用したい
2. 数年のうちに利用すると思う
3. 今のところ利用する見込みはない
4. その他(理由 \_\_\_\_\_)

問4

全ての方が お答えください。

◇デマンドタクシーの時刻表について、

あなたが最も便利だと思われる時間帯を教えてください

(【行き】【帰り】それぞれ該当するもの3つに○)

【行き】(該当するもの3つに○)

- |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 8:30~  | 2. 9:00~  | 3. 10:00~ | 4. 11:00~ |
| 5. 12:00~ | 6. 13:00~ | 7. 14:00~ | 8. 15:00~ |
| 9. 16:00~ |           |           |           |

【帰り】(該当するもの3つに○)

- |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 8:30~  | 2. 9:00~  | 3. 10:00~ | 4. 11:00~ |
| 5. 12:00~ | 6. 13:00~ | 7. 14:00~ | 8. 15:00~ |
| 9. 16:00~ |           |           |           |

問5

全ての方が 教えてください。

デマンドタクシーに関する満足度などをお書きください。(該当するもの1つに○)

◇現在の予約方法

午前中の便は前日の午後4時まで、午後の便は当日の11時までの電話予約として  
います。

1. 大変満足    2. ほぼ満足    3. やや不満    4. 大変不満

自由意見 ( \_\_\_\_\_ )

◇利用料金

1回の利用料金は500円、小学生以下・障がい者は半額として  
います。

1. 大変満足    2. ほぼ満足    3. やや不満    4. 大変不満

自由意見 ( \_\_\_\_\_ )

◇時刻表

行き3便(8:30,10:00,13:00)、帰り3便(11:00、14:00、16:00)として  
います。

1. 大変満足    2. ほぼ満足    3. やや不満    4. 大変不満

自由意見 ( \_\_\_\_\_ )

◇運行エリア

川東エリア、上部東エリア、上部西エリアとし、それぞれの区域内と新居浜駅まで  
運行しています。(上部東エリアは上部支所、川東エリアは元塚バス停も可)

1. 大変満足    2. ほぼ満足    3. やや不満    4. 大変不満

自由意見 ( \_\_\_\_\_ )

◇行き先に指定できる施設

①交通結節点(バス停、駅、港) ②医療・福祉施設(病院・診療所、歯科、介護施設等)  
③金融機関 ④商業施設(各種小売店、飲食店、理美容室)  
⑤保育・教育施設 ⑥その他公共施設として  
います。

1. 大変満足    2. ほぼ満足    3. やや不満    4. 大変不満

自由意見 ( \_\_\_\_\_ )

## 協議事項（3）

## 資料 6

## 平成23年度収支予算（案）について

## 平成23年度収支予算（案）

## 【収入の部】

（単位：円）

区 分			予算額	摘 要
款	項	目		
負担金	負担金	負担金	11,638,000	新居浜市負担金
補助金	補助金	補助金	11,060,000	
諸収入	諸収入	雑 入	7,320,000	利用料収入
			30,018,000	

## 【支出の部】

（単位：円）

区 分			予算額	摘 要
款	項	目		
運営費	会議費	会議費	300,000	委員出席謝礼
	事務費	事務費	2,817,000	事務用消耗品、啓発用物資作成、電話使用料、郵送料、予約センター運営費等
事業費	事業費	事業費	26,901,000	デマンドタクシー運行業務委託料
			30,018,000	

※市の平成23年度当初予算措置を受け予算書を作成していますが、今後、利用状況、新たな国庫補助事業である地域公共交通確保維持改善事業の状況等により、補正が必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。